

令和6年第5回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 令和6年5月24日（金）
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時40分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員（9人）
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ④山上 克秀 ⑤長濱 恵司
⑦松生 朋広 ⑨高田外喜子 ⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平
⑫村 桂司
- 4 欠席委員（3人）
③徳島 伸精 ⑥山本 泰夫 ⑧中村 武史
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（3人）
⑬梶谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（9人）
⑰川口 勝博 ⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳平内 義博
㉑濱名 猛 ㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農用地利用集積計画について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 9番 高田委員 1番 屋後委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 時間早いですけれどもおそろいになりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。3番、徳島委員、6番、山本委員、8番、中村委員さんから欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は9名であり、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
また、本日は村会長からのご挨拶は割愛させて進行のほうに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
それでは、本日の議案につきましては、議案書の1ページをご覧ください。
今月の案件につきましては、議案3件、報告1件となっております。
なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。
本日の議事録署名員に、9番 高田委員、1番 屋後委員を指名します。
よろしくお願ひします。
では、議事に従ひまして審議に入りたいと思ひます。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題
とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明
します。
議案書2ページをご覧ください。
整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は66㎡です。
位置図は4ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由
は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。
譲受人の経営面積は、当該申請による11aです。
続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は3,496
㎡です。
位置図は5ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由
は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。
譲受人の経営面積は、当該申請による242aです。
続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は1,451
㎡です。
位置図は6ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由
は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。
譲受人の経営面積は、当該申請による24aです。
続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は993㎡
です。
位置図は6ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由
は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。
譲受人の経営面積は、当該申請による24aです。

続きまして、整理番号5番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は586㎡です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による143aです。

続きまして、整理番号6番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は19㎡です。

位置図は8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による21aです。

議案書3ページをご覧ください。

整理番号7番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は81㎡です。

位置図は9ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による1aです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、事務局よりお願いします。

事務局 〇〇委員さんからは、特に問題がないとの報告を受けております。以上です。

議長 整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 この土地なんですけど、譲受人の〇〇さんという方なんですけど、今までテレビ、新聞等で何度か、結構何回か出てますのでご存じの方もおられると思うんですけど、〇〇町で5年ほど前からワイン用のブドウを栽培されていまして、今、大分面積も拡大している途中で、今回、ワイン用の醸造所を造りたいということで、こちらの地面を譲渡人の〇〇さんと去年あたりからお話ししてまして、今回売買ということで話がついています。一応問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番、4番、〇〇委員さん。

担当委員 譲受人ですが、〇〇会長です。本人に確かめて、売買に問題ないと思います。

議長 続きまして、整理番号5番、6番、7番は〇〇委員さん。
担当委員 まず、5番なんですけれども、この田んぼの区画は20aになってまして、〇〇さんの所有する586㎡は割田になっています。隣に〇〇さんが耕作してまして、あぜを売買によって取得して、あぜを切り離して、もとの区画の20aで栽培したいということで、両方とも売買については同意しています。

それから、先に7番のほうを説明させていただきますけれども、〇〇さんは、もともと〇〇町に住んでまして、両親が他界している関係上、空き家となっています。家と納屋に関しましては、〇〇市の〇〇さんがもう売買で取得しています。この〇〇さんは、なんで〇〇市の人を買ったのかといいますと、震災に遭われてまして〇〇町に移住したいということで、先に家屋と納屋を取得しました。その納屋の横に小さい畑が81㎡ありまして、これも併せて譲渡人の方が一緒に取得してほしいということで今回申請に上がりました。

戻りまして、6番なんですけども、これも同じ〇〇さんが、譲受人の〇〇さんとは親戚関係であり、〇〇さんの家の真後ろに小さい畑がありまして、休耕になっているんですけど、これも併せて〇〇さんはもう売買で放したいということで、親戚の方に買っていただきたいということで、双方とも売買については合意してまして、何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということなんですが、何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、ご異議なしということで、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

議案書10ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は855㎡です。

位置図は11ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、賃借権による設定となっております。

転用的は、社員用住宅及び駐車場用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地は10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。〇〇委員さん。

担当委員 11ページ、ちょっと見てほしいんですけども、申請地の①、②があるんですが、その下に申請地①ところのここに枠あるんですけど、ここが〇〇さんが前に事務所兼資材置場ということなので、これを許可出しております。

今回、10ページに書いてありますとおり、社員宅用の住宅並びに駐車場ということなので、従業員についてそこに住まわせて仕事してもらおうということで、近くにあれば、従業員の管理しやすいということで申請がありました。

なお、このことにつきましては、〇〇行政書士さんからも話を聞いておりますし、〇〇さんには面談をしておりますので、問題はないかなというふうに考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんにご異議なしということなんですが、委員の皆様、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第2号」は、原案どおり上申することに決定いたします。次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書14ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田11筆の設定があり、合計面積は38,483㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田につきましては2年未満が1筆、10年以上が10筆となります。

申請件数は、貸手農家が6件、借手農家が3件となります。

各筆明細の一覧は、議案書15ページに記載しております。

申請件数は6件で、新規設定が9筆、再設定が2筆です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第3号について説明ありました。これについて何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
全 委 員 異議なし。
議 長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は、原案どおり承認することに決定いたします。
次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
事 務 局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。
議案書16ページをご覧ください。
今回解約される農地は2筆で、面積が868㎡です。
対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。
事務局からの説明は以上です。
議 長 ありがとうございます。
ただいま報告1号について事務局より説明ありました。これについて何かご意見ございませんか。
なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。
全 委 員 異議なし。
議 長 では、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。
以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人